## 4 課税標準の特例及び非課税等

## (1)課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条、旧法附則第64条に規定する資産には、課税標準の特例が適用されます。特例資産や特例率は次のとおりです。「特例資産適用届出書」と下記の添付書類をあわせて提出してください。

適用条項		条項	特 例 資 産	特例率	添付書類(いずれも写し)
法第三四九条の	第2項		一般ガス導管事業の用に供する資産 (特別一般ガス導管事業者を除く)	最初の5年間 1/3 次の5年間 2/3	
九条の三	第5項		内航船舶 (モーターボート等は対象外)	1/2	•船籍等を証明できる 書類
法附則第十五条	第2項	第1号	水質汚濁防止法に規定する特定施設または指定地域特定施設を設置する工場または事業場の汚水または廃液の処理施設(電気供給業を行う法人が電気供給業の用に供するものを除く)(※暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設に限定する)	令和4年4月1日以後取得 1/2	•特定施設届出書
		第2号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するご み処理施設(※熱回収又は再生利用の用に供する 施設に限定する)	令和4年4月1日以後取得 1/2	•公的機関への設置 届出書
		第3号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一 般廃棄物の最終処分場(※環境大臣の再生利用に 係る認定を受けた施設を除外する)	令和4年4月1日以後取得 2/3	<ul><li>公的機関への設置 届出書</li></ul>
		第4号	(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定 する石綿が含まれている一定の産業廃棄物の処理 の用に供する産業廃棄物処理施設	令和4年4月1日以後取得 1/2	•産業廃棄物処理施設 - 届出書
			(ロ)(イ) に掲げる産業廃棄物処理施設以外の産 業廃棄物処理施設	令和4年4月1日以後取得 1/3	
		第5号	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設(※新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得するものに限定する)	令和4年4月1日以後取得 4/5	•除害施設の届出書 •除害施設概要書
				令和2年4月1日以後取得 風力発電設備(20kw以上) 2/3 風力発電設備(20kw未満) 3/4	
	第25項		再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備(税が課されることとなった年度から3年度分)	令和2年4月1日以後取得 ①地熱発電設備 (1,000kw未満) 2/3 ②バイオマス発電設備 (1万kw以上2万kw未満) 2/3 ③水力発電設備 (5,000kw以上) 3/4 ①~③のうち発電出力が 上記以外のもの 1/2	<ul><li>再生可能エネルギー 発電設備認定通知書</li><li>売電契約書</li></ul>
			再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているもの(税が課されることとなった年度から3年度分)	令和2年4月1日以後取得 ①太陽光発電設備 (1,000kw未満) 2/3 ②太陽光発電設備 (1,000kw以上) 3/4	•補助金交付決定通知書
	ŝ	第32項	特定事業所内保育施設 (企業主導型保育事業)	5年間 1/3	•企業主導型保育事業 助成決定通知書

※必要に応じ、資産の詳細が確認できる書類の提出を求める場合があります。

※今後の法令等の改正により、特例資産等の変更が行われることがあります。

ĬĹ	適用条項	特 例 資 産	特 例 率		添付書類 (いずれも写し)
旧法附則		< 対象者> ・先端設備等導入計画の認定を受けていること ・中小事業者等(租税特別措置法に規定する中小事業者または中小企業者)に該当すること <対象設備> 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1 %以上向上する設備 <資産の種類(取得価額/販売開始時期)> ・機械装置(160万円以上/10年以内) ・測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)	生産性向上特別措置法に 規定する認定先端設備等 導入計画に基づき、平成 30年6月6日から令和3年3 月31日までの間に取得し た設備	3年間	・大分市創業経営支援課 より認定を受けた認定 先端設備等導入計画 (一式) ・認定先端設備等導入計 画に係る認定書 ・工業会等による証明書
	旧法附則第六十四条	・器具備品 (30万円以上/6年以内) ・建物附属設備 (60万円以上/14年以内) ※償却資産として課税されるもの ・構築物 (120万円以上/14年以内) ・事業用家屋 (120万円以上/新築) ※要件を満たす先端設備等(取得価額300万円以上)が設置されていること <その他の要件> ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと	中小企業等経営強化法に 規定する認定先端設備等 導入計画に基づき、令和3 年4月1日から令和5年3月 31日までの間に取得した 設備	0 (ギロ)	・特例チェックシート ※事業用家屋の場合は、建築基準法の規定による確認済証の提出が必要です ※適用2年目以降は、次年度用の特例チェックシートの提出が必要です
法附則第十五条	第45項	<対象者> ・先端設備等導入計画の認定を受けていること ・中小事業者等(租税特別措置法に規定する中小事業者または中小企業者)に該当すること <対象設備> 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備 <資産の種類(取得価額)> ・機械装置(160万円以上) ・測定工具及び検査工具(30万円以上) ・器具備品(30万円以上) ・選物附属設備(60万円以上) ・建物附属設備(60万円以上) ・後間到資産として課税されるもの <その他の要件> ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと	認定先端設備等導入計画 に基づき、令和5年4月1 日から令和7年3月31日ま での間に取得した設備 従業員に対する賃上げ方 針の表明を記載した認定 先端設備等導入計画に基 づき、令和5年4月1日か ら令和6年3月31日までの 間に取得した設備	3年間2分の1 5年間3分の1	・大分市創業経営支援課より認定を受けた認定 先端設備等導入計画 (一式) ・認定先端設備等導入計画に係る認定書 ・特例チェックシート
			従業員に対する賃上げ方 針の表明を記載した認定 先端設備等導入計画に基 づき、令和6年4月1日か ら令和7年3月31日までの 間に取得した設備	4年間3分の1	

## (2)非課税

地方税法第348条の規定に該当する資産は、非課税の対象となります。

該当資産を取得された場合は、「<mark>固定資産税非課税適用申告書</mark>」と非課税の内容に係る資料をあわせて提出してください。

- ■固定資産税が非課税となる事業の例
  - ・小規模保育事業、児童福祉施設、認定こども園 等
  - ・老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業 等
  - · 救急医療等確保事業 等

## (3)減 免

地方税法第367条に基づき、大分市税条例第60条第1項、同条例施行規則第6条の規定に該当する資産は、所有者からの申請があった場合に限り、固定資産税の全部または一部が免除されます。詳しくは、資産税課 償却資産担当班までご相談ください。

※「特例資産適用届出書」、「固定資産税非課税適用申告書」は大分市公式ホームページから ダウンロードできます。